

平成 27 年度

保育所（園）申し込み案内（平成 27 年 4 月入所用）



室蘭市子育て支援課（ : 2 5 - 2 4 0 0 ）

保育所（園）を利用するためには保護者が次のいずれかの事由に該当し、保育の必要性の認定（保育認定）を受けることが必要です。認定を受けるためには、新たに市に保育の必要に応じた支給の認定の申請が必要ですが、保育所等の利用の申し込みと同時に手続きを行うことができます。

1. 支給認定の種類

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	教育標準時間	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園 認定こども園（市内現在無）
2号認定	保育標準時間 保育短時間	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（市内現在無）
3号認定	保育標準時間 保育短時間	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園・地域型保育（市内現在無）

2. 保育の必要量に応じた区分

保育必要量の認定に当たっては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として「保育標準時間」、120時間未満であれば原則として「保育短時間」の認定となりますが、「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育所（園）の利用できる時間が異なります。

「保育標準時間」と「保育短時間」の保育時間

月～土曜日 7:30

18:30

保育標準時間

8:30

16:30

保育短時間



1か月当たりの就労時間が120時間未満の場合でも、「保育短時間」認定に係る利用時間帯を超える利用が見込まれる場合は「保育標準時間」認定とします。

- (例) ・ 1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が通常保育時間(8:30～16:30)を超える場合
 ・ 就労時間が通常保育時間(8:30～16:30)に満たない場合であっても、通勤時間等により保育時間を超える場合

3. 保育を必要とする事由

保護者について次のいずれかに該当することが必要です。同一生計の祖父母（65歳未満/S25.4.2以降生まれ）についても、保育の必要性の事由を証明する書類（事由ごと）の提出が必要です。

保育を必要とする事由		必要書類（例）	認定区分	認定期間・入所期間
就労等	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合 フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む	就労証明書 雇用証明書	就労時間による	最長3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日前々日まで）ただし保育の必要性の事由に該当しなくなった場合はその時点まで
疾病・障害	保護者の病気、負傷、心身の障害により、保育ができない場合	診断書 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	申請内容による	
介護、看護等	家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がいて、保護者がいつも介護・看護にあっているため、その児童の保育ができない場合	被介護者、看護者の診断書等 介護、看護の状況等がわかる書類 被介護者、看護者の診断書等 介護、看護の状況等がわかる書類	申請内容による	
災害復旧	火災や、風水害、地震などで、家を失ったり、破損したため、その復旧の間、保育ができない場合	申立書 り災証明書等	保育標準時間	
妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、保育ができない場合	母子健康手帳	保育標準時間	出産予定日を含む3か月
求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、保育ができない場合	求職カード 雇用保険受給者資格証 求職活動申立書 誓約書	保育短時間	3か月
育児休業取得中	育児休業の間に特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合	育児休業取得期間証明書 育児休業証明書 育児休業給付金支給決定書	保育短時間	子どもが1歳を迎える前日まで
就学	（職業訓練校等における職業訓練を含む）児童の保護者が就学のため、保育ができない場合	在学証明書 学生証 時間割等スケジュールがわかるもの	就学時間による	最長3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで）ただし保育の必要性の事由に該当しなくなった場合はその時点まで
虐待やDVのおそれ	児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがある場合や配偶者からの暴力により、保育を行うことが困難と認められた場合	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書	保育標準時間	
その他、上記に類する状態として市が認める事由に該当する場合		市が必要と認める書類（各事由ごと）	申請内容による	

保育所（園）で行っている保育サービス

延長保育（各保育所（園）18：30～19：30）

延長保育を利用する場合は、各園に「延長保育申請書」を提出してください。有料となります。0歳児の延長保育の利用は、1歳の誕生日を迎えた翌月からの利用になります。

保育短時間認定の方の時間外保育料については、検討中です。

休日保育（中島保育所・常盤保育所）

休日保育（日曜日・祝日）を利用する場合は、**別途申し込み**が必要です。保育時間は8時から18時までです。

常盤保育所は、休日一時預かり保育も実施しています。

0歳児の休日保育（日曜日・祝日）の利用は、1歳の誕生日を迎えた翌月からの利用になります。

乳児保育（各保育所（園）） 生後 57 日目以降の乳児を受け入れます。

障害児保育（各保育所（園））

原則 3 歳以上で集団生活の可能な幼児が対象です。直接、受付期間内に子育て支援課に問い合わせください。

お子さんにどの程度の支援が必要か、判定委員会（医師・発達支援の専門職などで構成）で判定します。

病児保育（東町保育所・港北保育所・ほくと保育園）

保育中に発熱するなど体調不良となったお子さんを、保護者が迎えに来るまでの間、保育所（園）の専用スペースで預かります。

一時預かり保育（常盤保育所・東町保育所・中島保育所）

急な用事や短期のパートタイム就労など家庭での保育が困難となった 6 カ月以上（利用する月の初日時点）の就学前乳幼児を預かります。

保育時間は午前 9 時から午後 5 時まで、利用は週 3 回までで有料です。



4. 利用申請の手続き

(1) 支給認定申請

<対象者>

室蘭市に住民登録しており、保育所（園）の利用を希望する児童全員が申請の対象となります。

すでに保育所（園）に通われている在園児も申請が必要になります。

平成 27 年度の各クラス年齢に該当する生年月日は以下のとおりです。この区分は、基本的に年度途中入所の場合であっても同様です。

クラス年齢	生年月日
0 歳児クラス	平成 26 年 4 月 2 日以降
1 歳児クラス	平成 25 年 4 月 2 日 ~ 平成 26 年 4 月 1 日
2 歳児クラス	平成 24 年 4 月 2 日 ~ 平成 25 年 4 月 1 日
3 歳児クラス	平成 23 年 4 月 2 日 ~ 平成 24 年 4 月 1 日
4 歳児クラス	平成 22 年 4 月 2 日 ~ 平成 23 年 4 月 1 日
5 歳児クラス	平成 21 年 4 月 2 日 ~ 平成 22 年 4 月 1 日



同居の親族が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、**保育の優先的利用が必要と判断される場合があります。**

転園希望については、保育所（園）を利用していない児童の申し込みを優先します。ただし、兄弟姉妹が入所している園への申し込みや、転居による場合等は入所していないお子さんと同等に選考します。

やむを得ない理由により、**近隣市町**（登別市、伊達市など）の**保育所に入所**を希望される場合は、申し込み時に申し出てください。希望する保育所（園）に余裕のある場合、入所可能になります。

<有効期間>

原則 3 年間（2 号認定は小学校就学前まで、3 号認定は 3 歳の誕生日の前々日まで）を基本としつつ、保育の必要性の事由により異なります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。3 歳児クラスに進級するため 3 号認定から 2 号認定へ変更となる場合、就労から出産へなど認定の事由が変わる場合、就労時間の変更により保育の必要量が変更となる場合など、支給認定を変更する場合も申請が必要になります。

現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めます。



(2) 受付期間・申請手順

受付期間 新規の方は、平成27年1月～随時受付します。

継続の方は、平成26年12月～随時受付します。

「支給認定申請」に伴う各種書類は、各保育所(園)、子育て支援課にあります。

申請手順(支給認定(現況)申請と保育所(園)等の利用の申し込みを同時に行います。)

手順 「保育の必要性」の認定を申請します。事由ごとに定められた書類を添付してください。

平成26年1月1日現在で室蘭市以外に住居登録をしていた方は、税額を確認できる書類の写しを申請書に添付してください

同時に保育所(園)などの利用希望の申し込みもできます。(希望する保育所(園)名などを記載)

手順 現在、保育所(園)に通っている場合は、「通っている保育所(園)」に提出してください。

現在、保育所(園)に通っていない場合は、「市役所」に提出してください(平成27年1月中旬頃に市内各会場で受け付けを行います。)

広報むろらん1月号などにお知らせを掲載しますのでご確認ください。

利用調整：認定申請書及び保育の必要性を確認する書類の内容に基づき、選考基準による申請者ごとの優先順位に基づき、利用施設を決定します。

「認定証」、「利用保育所(園)・保育料の決定通知書」の発送は、平成27年3月中旬頃になります。

【必要書類】

支給認定申請書(兼利用申請書) ・ ・ 申し込み児童一人につき1部必要です。

保育を必要とする事由を証明する書類 ・ ・ 父母、同一生計の祖父母(65歳未満/S25.4.2以降生まれ)分、それぞれ必要です。

世帯の状況を証明する書類 ・ ・ 該当する世帯のみ提出してください。

平成26年1月2日以降に室蘭市に転入された方については、平成26年1月1日現在に住居登録をしていた市区町村が発行する次の(ア)～(ウ)のいずれかの書類が必要です。

(ア)市区町村民税が給与から徴収されている方(会社員等)

「平成26年度給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し

(イ)市区町村民税を納税通知書で直接納めている方

「平成26年度市区町村民税・都道府県民税 納税通知書」の写し

(ウ)上記(ア)又は(イ)が用意できない方

「平成26年度市区町村民税・都道府県民税 課税額証明書」

世帯の状況により、必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

あらかじめご了承ください。



5. 利用料金



具体的な保育料・その他の利用者負担については、決定次第お知らせします。
現在の保育料の水準をベースに設定する予定です。

保育料は、所得に応じた負担として国が定めた水準を上限に市が決定します。

所得の区分は**市民税額**を基に決定します。(保育所の利用者負担を決定する税額は、**所得税額**から**市民税額**へ変更となります)。保育短時間は、**保育標準時間の利用料から1.7%程度の減額**を基本に設定します。

平成27年度から、**毎月の保育料は9月に決定**することとし、お子さんのクラス年齢、世帯の市民税の合計額に基づき算定されます。新規入園した年は、4月に前年度市民税額により保育料を決定し、9月に当該年度市民税額により保育料を見直し、翌年の8月までその料金となります。継続利用児童の保育料の決定時期は、毎年9月となりますが、平成27年度のみ、4月に現在の所得税額による算定から市民税額による算定に変更し、9月に平成27年度の市民税額により保育料を見直します。

4月～8月	9月～翌3月
世帯の前年度の市民税所得割の合計額によって、保育料を決定する。	世帯の当該年度の市民税所得割の合計額によって、保育料を決定する。

保育料納入の方法

口座振替で、市に納入してください。

各保育所(園)で口座振替納付(自動払込)依頼書を配布しています。

保育料の滞納処分について

保育料は、保育所(園)を運営するための費用にあてられています。やむを得ない場合を除き、保育料を納入期限までにお納めいただけない場合は、法令の規定により、給料・預貯金など財産の差押処分を実施します。

その他

<二人以上のお子さんがある場合の保育料の軽減について>

小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所(園)を利用している場合、保育料は第2子について半額、第3子以降については無料となります。

兄弟姉妹で通園する施設(幼稚園等)が異なるとか、支給認定区分が異なる場合でも、2号・3号認定の子ども利用者負担については、小学校就学前までの範囲で保育料は第2子について半額、第3子以降については無料となります。

<保育料の変更・減免について>

結婚や離婚などにより世帯の所得に変更があった場合や市民税の修正申告を行った場合などは、保育料が変更となる場合がありますので、子育て支援課にお問い合わせください。また、倒産等による失業や疾病・罹災等の不測の事態により、前年所得の3割以上の支出増や収入減少があり、保育料の納入が困難となった場合には、保育料が減免される場合がありますので、子育て支援課までお問合せください。なお、保育料の変更・減免は、原則、変更事由が発生した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその月)からの適用となります。



